

## 「振込規定」の一部改定のお知らせ

平素は、近畿産業信用組合をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当組合では、2018年10月9日（火）より金融機関間の振込が24時間365日即時入金可能となることに伴い、「振込規定」を一部改定しますのでお知らせ致します。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

■適用日 2018年10月9日（火）

### ■改定内容

第4条（2）を内国為替24時間365日稼働により以下の通り、条文を変更します。

改訂前	改定後
<b>第4条（振込通知の発信）（P. 62）</b>	
(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。	(1) 振込契約が成立したときは、当組合は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。
(2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前記(1)の規定にかかわらず、依頼日の翌営業日に、振込通知を発信します。	(2) 窓口営業時間終了後および金融機関休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前記(1)の規定にかかわらず、依頼日の <u>当日に、振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することもあります。</u>